

通商の流れ理論に基づく不確かな人的管轄権：第2部

筆者：スザンヌ・E・レコック

2020年7月

本記事は、3つの部から構成される記事の第2部になります。このシリーズでは、未だに通商の流れ理論を、非居住者である被告に対する人的管轄権行使可否の判断に用いてよいのかについて論じます。今月は、第1部（弊所2020年7月ニュースレターにて掲載）の背景について説明し、次に全体的に、人的管轄権、デュー・プロセス（due process）、人的管轄権に関連する、通商の流れ理論の由来、及びこれらの理論の相互作用がどのように非居住者である被告に影響を与えているかとの議題に焦点を当てます。法廷地州の非居住者である被告、特に非米国エンティティは、人的管轄権の対象となる状況とならない状況を把握するべきです。現代の商業界において人的管轄権が主張される主な根拠の1つが、通商の流れ理論です。そのため、通商の流れ理論に関する訴訟事件において、米国最高裁判所は過去の人的管轄権事件の判示及び異議の論拠の一部を頼りにし続けているので、それらの論拠を理解することが重要です。

本記事は、3つの部から構成される記事の第2部になります。このシリーズでは、未だに通商の流れ理論を、非居住者である被告に対する人的管轄権行使可否の判断に用いてよいのかについて論じます。今月は、第1部（弊所2020年7月ニュースレターにて掲載）の背景について説明し、次に全体的に、人的管轄権、デュー・プロセス、人的管轄権に関連する、通商の流れ理論の由来、及びこれらの理論の相互作用がどのように非居住者である被告に影響を与えて

いるかとの議題に焦点を当てます。法廷地州の非居住者である被告、特に非米国エンティティは、人的管轄権の対象となる状況とならない状況を把握すべきです。現代の商業界において人的管轄権が主張される主な根拠の1つが、通商の流れ理論です。そのため、通商の流れ理論に関する事件において、米国最高裁判所は過去の人的管轄権事件の判示及び異議の論拠の一部を頼りにし続けているので、それらの論拠を理解することが重要です。

第1部（弊所2020年7月ニュースレターにて掲載¹）は、*Beverly Hills Fan Co.* 対 *Royal Sovereign Corp* 事件に対する連邦裁判所の判定（21 F.3d 1558 (Fed. Cir. 1994)）について、そして、最高裁判所が2017年に *Bristol-Myers Squibb Co.* 対カリフォルニア州最高裁判所事件に対して判決（*S.F. Cty*, __ U.S. __, 137 S. Ct. 1773 (2017) (“*BMS*”）を下した後でも通商の流れ理論テストは特許侵害事件において人的管轄権有無の判断のために用いられてよいかについて論じました。第3部（弊所8月ニュースレターにて掲載予定）は、米国最高裁判所による *BMS* 判決と、*BMS* 以前の事件において用いられた通商の流れ理論テストはまだ人的管轄権有無の判断に適用可能か、玉虫色の現状は続くか、それとも、通商の流れ理論テストは事件や主題に特有のものになるかとの議題に焦点を当てます。

特別管轄権及び一般管轄権

裁判所は、一般管轄権の適用によって、又は特別管轄権の適用によって、被告に対して人的管轄権を有し得ます。一般管轄権の場合、被告が「継続的かつ組織的」（continuous and

¹ <https://oshaliang.com/newsletter/personal-jurisdiction-uncertain-based-on-stream-of-commerce-part-i/>

systematic) に法廷地州と接点を持つことが要求されており、訴訟原因 (cause of action) がそれらの接点と関連しない場合であっても、人的管轄権は認められます (*Helicopteros Nacionales de Colombia, S.A. 対 Hall 事件*, 466 U.S. 408 (1984))。裁判所は、一般管轄権を有する場合、被告に対するあらゆる全ての主張を審理し得ます (*Daimler AG 対 Bauman 事件*, 571 U.S. 117 (2014))。特別管轄権は、必ず訴訟原因によって、又は訴訟原因に関連して起きた行為を根拠としており、被告の法廷地との接点が単独のもの又は時々起きるものであっても、存在し得ます。製品を「通商の流れ」に置くことが、当該製品が原告に被害を与えた法廷地において被告に対して特別管轄権を有するかを判断するための 1 つの方法として用いられていました。事件の事実によって、特に外国人の被告に対して、特別管轄権有無の判断が難しい場合があります。

修正 5 条・14 条デュー・プロセス

人的管轄権は、憲法のデュー・プロセス条項に関連します。アメリカ合衆国憲法の修正 5 条・14 条は、特に個人の財産を奪うときに、デュー・プロセスの権利、すなわち、法の適正手続の権利を保証します。75 年前に、米国最高裁判所は、裁判所は、訴訟を行わせることが「フェアプレー及び実質的正義の伝統的概念に抵触しない」ように、被告が「法廷地州と」「ある最小接点」を持たない限り、被告に対して人的管轄権を有することができないと述べました (*Int'l Shoe Co. 対 Washington 事件*, 326 U.S. 310, 316 (1945) (引用省略))。数年後、最高裁判所は、その判示をさらに詳しく述べるように、「全ての事件において、被告が法廷地州において活動を行う基本的権利の利益を意図的に受け、それにより法の恩恵及び保護に訴えることを

もたらず行為が存在することが重要である」と述べました（*Hanson 対 Denckla* 事件, 357 U.S. 235, 253 (1958) (*Int'l Shoe* 判例, 326 U.S. 319 より引用)）。これらの判例は、米国において人的管轄権の基礎となり、数え切れないほど引用されてきました。これらの判例によって、被告が一度も法廷地州に物理的に足を運んでいない場合でも、裁判所が被告に対して人的管轄権を有することを許容しています。

判例法の多くと同様に典型的なことではありますが、原告と被告は、何が「最小接点」と「意図的な利益」であるかについて、数十年間広く論争してきました。

召喚状送達に関わる連邦裁判所管轄事件における人的管轄権

人的管轄権は、召喚状送達にも関連しています。連邦裁判所管轄事件は、連邦問題又は多様性に基づく場合があります。RICO 法（Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act）などの連邦問題事件に関する法令において、全国的召喚状送達が規定されています。特許法を含み、そうでない法令の場合、「人的管轄権の行使に関する連邦地方裁判所の権限が、「地方裁判所が所在する州において一般管轄権を有する裁判所の管轄権に服する」被告への召喚状送達に関連します」（*Walden 対 Fiore* 事件, 571 U.S. 277, 283 (2014)）。連邦民事訴訟規則の規則 4 は召喚状送達を包含し、人的管轄権は、規則 4 (k) (1)（法廷地州の管轄権の場合、全州における送達）、又は、適用可能な場合は規則 4 (k) (2)（州裁判所の管轄外で連邦法に基づき提起された訴訟の場合、全国における送達）に基づき、被告に対して認められ得ます。規則 4 は、法廷地州のロングアーム法及び修正 5 条のデュー・プロセスとの 2 つの審理範囲を認めます。殆どの州のロングアーム法は、修正 5 条のデ

ュー・プロセスの範囲に及ぶので、審理が珍しいものになってしまいます。数年前に、連邦裁判所は、人的管轄権の適用において、修正 5 条と 14 条のデュー・プロセス条項の間に差異が存在しないとの判示を下しました (*Akro Corp. 対 Luker* 事件, 45 F.3d 1541, 1545 (Fed. Cir. 1995))。

特別人的管轄権及び一般人的管轄権、デュー・プロセス並びに召喚状送達のこれらの規則のそれぞれによって、いくつかの質問が提起されています。そのため、米国裁判所で訴えられる場合があるか、そして、訴えられる場合があるのであれば、どの州になるかを知りたいという非居住者である被告に対して、それらの規則の相互作用が如何に複雑な問題を呈示しているかは理解しやすいです。

World-Wide Volkswagen 判例

1980 年、米国最高裁判所は、オクラホマ州において原告が自動車事故に遭って被害を受け、ワールドワイドフォルクスワーゲン社 (World-Wide Volkswagen, “WWV”) を告訴した事件の口頭審理を行いました。WWV の顧客が WWV から購入した車をオクラホマ州内に運転しましたが、WWV は、オクラホマ州に足を踏み入れたことはありません。WWV は、*Int’l Shoe/Hanson* テストが満たされていないと主張し、裁判所に、WWV はオクラホマ州と必須な最小接点を持っておらず、オクラホマ州において人的管轄権を受けることを予見していなかったとの判示を下すよう説得しました。裁判所は、それに同意し、WWV に対する人的管轄権の行使は不適切であると判示を下しましたが、以下のように述べました。

「勿論、これは、予見可能性はまったく無関係であるというわけではありません。しかしながら、デュー・プロセス分析に重要な予見可能性は、製品が法廷地州に入り得る単なる可能性ではありません。むしろ、被告の行為及び法廷地州との繋がり、被告はその州の裁判所において訴訟が起こり得ると合理的に予期するはずです。」

(*World-Wide Volkswagen Corp. 対 Woodson* 事件, 444 U.S. 286, 297 (1980) (NY の国内自動車ディーラーは、NY のみにおいて自動車を販売します。NY のディストリビューターは、3つの州においてリテーラーに自動車を販売します。))

法廷地において訴訟が起こり得るという合理的な予期を表す被告の特定の行為は、カギとなる考慮事項です。最高裁判所も、人的管轄権について分析するときに、初めて「通商の流れ」という用語を使いました。最高裁判所は続けて、「法廷地は、製品が法廷地州において顧客により購入されると予期して製品を通商の流れに送り配る企業に対して人的管轄権を主張する場合、デュー・プロセス条項に基づき、その権限を越えていない」と結論を下しました（同上、297-298 ページ）。それでもやはり、製品を通商の流れに置くことだけでは、*Worldwide Volkswagen* テストを満たすのに不十分です。通商の流れ及び法廷地州における購買の予期が必須です。

しかしながら、ブレンナー（Brennan）判事は、大多数は *Int'l Shoe* 判例及びその後の判例に対する解釈が狭すぎると異議を唱えました（同上、299 ページ）。ブレンナー判事は、大多数は、「流通チェーンを介して離れた州に到着する商品に関わる事件と、顧客の持ち込みにより同じ州に到着する商品に関わる事件と」の違いを間違えていると論証しました（同上、306-307

ページ、ブレンナー判事、異議）。ブレンナー判事は、大多数は「法廷地と被告との間の接点の存在に注目しすぎて、法廷地州自体の利害関係と被告が強制的に法廷において抗弁することによって実際に迷惑を掛けられたかについてあんまり考慮していない」と述べました（同上、200-300 ページ）。ブレンナー判事の観点から見れば、法廷地における訴訟の維持の公平性及び合理性を判断するに当たって、被告の法廷地州との接点を考慮することは 1 つの方法に過ぎず、唯一の方法ではありません。実際に、判事は、被告は「最良の法廷地」又は任意の特定の法廷地についての権限を有しておらず、他の要因も等しく重要であると述べました。

ここで意味深長なことに、ブレンナー判事は、1945 年に *Int'l Shoe* 判例が公表されてから 1987 年に世界が変わったと主唱しました。ブレンナー判事は、*McGee* 対 *International Life Ins. Co.* 判例（355 U.S. 220, 222 (1957)）から、ブラック判事の数十年前の認定である「外国企業及び他の非居住者に対する州の管轄権の許容可能な範囲を広げる傾向は明らかに目に見える」を引用しました。

「*International Shoe* 事件で裁判所が下した判決の根拠となった社会モデルはもう正確ではありません。ビジネス関係者にとって、どんなローカルなビジネスであっても、商品がその事業の地域内に留まることは仮定できません。顧客及び商品は通常なら数時間のうちに、いつもは数日のうちに地域以外の他のどこでもあり得ます。」

（*World-Wide Volkswagen* 判例, 444 U.S. 309 ページ）（ブレンナー判事、異議）

今なお、拡大された通商の流れ理論テストに対して多数決とならず、ブレンナー判事の主張は、又の日に唱えられる主張になるだけです。

Asahi 判例

7年後の1987年、ブレンナー判事に自身の通商の流れ理論に基づく人的管轄権についての意見を述べる別の機会が訪れました。*Asahi Metal Indus. Co., Ltd. 対 Superior Court of Cal.* 事件（カリフォルニア州において起きた、カリフォルニア州居住者が被害を受けたバイク事故で、被害者は製造物責任について非米国部品メーカーを告訴した。当該外国部品メーカーは米国に市場を持っていない）（480 U.S. 102 (1987)）から今やあんまりにも悪名の高い「4 - 4 スプリット」も激論と多くのコメンタリーの対象となっていました。その判例から、ブレンナー判事の通商の流れ理論テストと、オコナー（O'Connor）判事の通商の流れ理論プラス意図テストという、通商の流れ理論に基づく人的管轄権の2つの分岐ができました。

勿論、Asahi 判例におけるブレンナー判事の通商の流れ理論テストは、ブレンナー判事が *World-Wide Volkswagen* 判例に対する異議において述べた内容と同じでした。特に、ブレンナー判事は以下のように説明しました。

「通商の流れ理論は、予期できない流れや渦巻を指すものではなく、定期的かつ予期される、製造から小売販売への流通までの製品の流れを指しています。この過程の関係者が最終製品が法廷地州において販売されることを認識していれば、その州において訴訟が起こる可能性があることは意外ではありません。訴訟は対応する利益が存在しない負担を呈示しません。商品を通商の流れに置いた被告は、法廷地州において最終製品の小売販売から経済的に商業利益を得て、商業活動を規定かつ促進する州法令から間接的に利益を得ています。関係

者が法廷地州においてビジネスを直接に行っているか否か、又はその州に対して追加の活動を営んでいるか否かにかかわらず、これらの利益は生じています。」

(*Asahi 判例*, 480 U.S. 117 ページ (ブレンナー判事、部分的に同意し、判決に同意))

4 人の判事が、意図的にあるいは意図せずに、最終的に製品を法廷地州に送るという製品を流通チェーンに置くことは、その法廷地州における人的管轄権を成立させているとの意見を述べました。それだけのことです。

一方、オコナー判事は、被告は必ず製品を通商の流れに置くだけではなく、被告は法廷地州の市場に入る意図又は目的を示す行動も必ず取らないといけないとの意見を述べました。オコナー判事と他の 3 名の判事は、製品が最終的に法廷地州に行くという単なる被告の認識や流通チェーンにおける別の関係者による行動ではなく、被告の目的又は意図が重要であるとの観点を持ちました。

ブレンナー判事は、*Asahi* 事件において圧倒的な過半数を得られませんでした。彼の観点は支持を得ました。5 名の判事が、(大多数の意見ではないが、裁判所の意見と見なされる) オコナー判事のより限定的な通商の流れ理論プラス意図テストに同意しないように、多くのコメンテータは、ブレンナー判事は勝利を収めたとのコメントしました。両方のテストにより、製品を通商の流れに置くことは、少なくとも、特别人的管轄権を認めるための有効な開始点として包含されました。

Nicastro 判例

それでも、Asahi 判例以降、いくつかの判定がより拡張的なテストを採用した一方、より制限的なテストを採用した判定もありました。そのような分裂はしばらくそのままの状態が続いていました。そして、2011 年、最高裁判所は、*J. McIntyre Machinery, Ltd. 対 Nicastro* 事件の口頭審理を行いました（*J. McIntyre Machinery, Ltd. v. Nicastro* 564 U.S. 873 (2011)）（外国製造業者が、外国企業の製品の米国市場を開拓するため、米国流通業者を雇った）。この頃にはすでに裁判所の構成が変わっていました。ブレンナー判事もオコナー判事もいませんでした。変わった商業界に対するブレンナー判事の観点は、一度も大多数の合意を得ませんでした。

2011 年、ジョン・ロバーツ（John Roberts）が最高裁判所の新リーダーである裁判長になりました。彼は、新しい概念の中心を裁判所にもたらし、多くの人が思う裁判所の中で最も影響力のある判事のうちの 1 人となりました。それにもかかわらず、最終的に別の通商の流れ理論事件に向かい合った時、彼も他のどの判事も、特定の観点について大多数の合意を獲得することができませんでした。Asahi 判例後の 34 年間も、この分裂は続いていました。2011 年、ロバーツ判事らと共にケネディ（Kennedy）判事が率いた過半数が具体的に、彼らの言葉を借りると、「Asahi 判例を訂正」しようとし、ブレンナー判事の Asahi 判決を批判しました。

「公平性と予見可能性という一般概念に基づく規則を主張するブレンナー判事による一致した意見は、法律上有効な司法権の前提と矛盾しています。この裁判所の先例によれば、被告の予期ではなく、被告の行為が、州の法廷に被告に対して判決を下す権限を与えます。」

（同上、883 ページ）

今、公平性、予見可能性及び被告の予期は排除され、被告の行為と州の主権及び権限が現在の規則として考慮されました。公然の行為を伴わない予期だけでは、人的管轄権を認めるのに不十分でした。

Nicastro 判例には、個々の判事の異論が満ちています。一致した意見において、ブレイヤー（Breyer）判事とアリト（Alito）判事が、「州における製品の単一販売は、州外の被告が、そのような販売が法廷地において発生するであろうと十分に承知した上（かつそのように望み）、製品を通商の流れに置いた場合であっても、被告に対する管轄権を主張する適正な基礎を構成しない」ことに賛同しました（同上、888-889 ページ（ブレイヤー判示、一致意見））。今でもこうかもしれませんが、この 2 人の判事は、「Nicastro 事件の事実から明らか得られなかったに妥当な現代商業環境に対するより良く理解」を表す事件を探していました（同上、892-893 ページ）。ギンスバーグ（Ginsburg）判事、ソトメイヤー（Sotomayor）判事及びカガン（Kagan）判事が、それに異議を唱え、多数の問題を挙げ、以下のように結論を下しました。

「昨日は思いもよらないように見えたことに、意見が分かれた大多数は今、ときを、現代のロングアーム法の前に、製造業者がピラトのように手を洗って自分に責任はないように、独立した流通業者に製品を販売させれば、ユーザが被害を受けた州の法廷で起訴されることを回避するという日の前に戻しています。」

（同上、893-894 ページ（ギンスバーグ判示、異議を唱える））

そのように、2011 年の *Nicastro* 判例後、特别人的管轄権に対する存立可能な考え方は実に、1945 年の *Int'l Shoe* 判例の時に似たように見えました。しかし、ギンスバーグ判事、ソトメイヤー判事及びカガン判事は今でも裁判所におり、今日の商取引の本質によれば法廷地州は州外の製造業者に対する人的管轄権を有すると裁判所の大多数を説得できる別の機会が来るかもしれません。ゴースッチ（Gorsuch）判事とカヴァノー（Kavanaugh）判事が新しい判事で。まだこれらの争点に意見を述べる機会がありません。彼らは *Nicastro* 判例の反対意見側に説得されるでしょうか。

これらの事件の判決により、地方裁判所は本質的に、*Asahi* 判例が適用可能であるか、適用可能であれば、どの *Asahi* 判例の通商の流れ理論テストを採用すればよいかを、自ら判断することになりました。結果として、特别人的管轄権確立の不確かさが広がり、今でもこの状態が続いています。

弊所 8 月ニュースレターに掲載する予定の本記事の第 3 部において、*Bristol Meyers Squibb* (*BMS*) 事件と共に判例法について更に説明します。BMS 判例が連邦裁判所に与えた影響について論じた第 1 部は、以下のリンクからご覧いただけます。

<https://oshaliang.com/newsletter/personal-jurisdiction-uncertain-based-on-stream-of-commerce-part-i/>